

岐阜市

子どもの権利



一人しかいない大切なあなた、一人ひとりの子どもたちへ

人は、誰もが生まれたときから**幸せに生きる権利**を持っています。

子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、

いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、
私たち大人は、**子どもの権利の保障に最大限努める**必要があります。

子どもの権利条約

1989(平成元年)年 国際連合で採択
1994(平成6)年 日本が条約に批准
現在※、**196**の国や地域が条約に
締結しており、世界中で子どもの権利が
尊重されています。

※2019(平成31)年2月現在

岐阜市子どもの権利 に関する条例

2006(平成18)年 制定
市、保護者、地域住民等が連携・
協力して、子どもの権利を守ること、
子どもが自らの権利を自覚するよう
促すこと、子どもの権利推進委員会を
設置すること等が定められました。



「あったかハートちゃん」

岐阜市・岐阜市教育委員会

岐阜市子どもの権利に関する条例（岐阜市子どもの権利 ～みんなの約束～）



子どもが持っている主な4つの権利



保護者、子ども、地域住民、市の主な役割

安全に安心して生きる権利

元気よく くらせるよ

- 命が大切にされる
- 愛情を持って育まれる
- 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられる
- あらゆる差別を受けない
- 虐待、暴力、いじめなどを受けない
- 性的に不当なあつかいを受けない

のびのびと育つ権利

思ったことをやれるよ

- 個性が認められ、人格が尊重される
- 自分に関することを主体的に決める
- 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりする
- 学ぶ
- 安心して心や体を休ませる
- 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につける

保護者の役割



自らが養育する子どもの権利を保障するための責任を認識

- 子どもに愛情を持って接する
- 子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努める
- 家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮するとともに、適切な生活習慣と基礎的な社会性が身につくよう努める
- 子どもを虐待しない

子どもの役割

自らの権利を自覚し 他人の権利を尊重

- 自分の権利について理解する
- 他人の権利を侵害しない

守られる権利

まわりの人が守ってくれるよ

- 権利を侵害される状況からのがれる
- 成長をさまたげる状況から保護される
- 個人の秘密が守られる
- 人格を傷つけられない

参加する権利

いっしょにやろうね

- 必要な情報を取得する
- 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重される
- 仲間をつくり、仲間と集う
- 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映される

地域住民の役割

身近にいる子どもに関心を持ち、見守る

- 安全で安心なコミュニティづくり
- 見守り

市の役割

市民と協働し 必要な施策の実施

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子育ての相談・支援の環境整備



「子どもの権利」を共に守っていきましょう

岐阜市では、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障するため、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

この条例を通して、まずは大人と同様に子どもにも権利があることを知っていただき、子どもの権利を守るための自身の役割などについて考えてみましょう。

そして、家庭や地域、学校等において、子どもの権利について、お子さんと話し合う機会を持っていただけると幸いです。

市、保護者、地域住民、教育・保育施設の関係者、事業者がともに連携・協力し、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組んでいきましょう。



（参考）子どもの権利に関する条例【前文】を紹介します。

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同時に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。

一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

「岐阜市子どもの権利に関する条例」は岐阜市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.gifu.lg.jp/5011.htm>



児童虐待かな？と思ったら、迷わずお電話を！

●児童虐待に関する相談・通告

◎ 児童相談所全国共通3桁ダイヤル（フリーダイヤル）

☎ 189（いちばやく）

◎ 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

虐待通告用 ☎ 058-269-1600

ひとりで悩んでいませんか？ 困ったときはご相談を・・・

●夫からの暴力等についての相談

◎ 岐阜県女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター

☎ 058-213-2131

毎日9:00～24:00（ただし、平日18時以降と、土・日・祝日・年末年始はDV相談のみ受付）

来所相談 平日（月～金）9:00～17:00 原則予約制

◎ 岐阜市女性相談（DV相談）

☎ 0120-783-305

●子ども専用の相談窓口

◎ 岐阜市子ども・若者総合支援センター

☎ 子どもホットダイヤル 0120-43-1474

✉ 子どもホットメール gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

◎ 岐阜地方務局

☎ 子どもの人権110番 0120-007-110

・SOSミニレター

